

母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の内容（令和7年4月1日から適用）

貸付の種類		貸付対象	貸付金額の限度			据置期間	償還期間	利率	償還方法
事業開始資金		母・父	(個人) 3,580,000 円 (団体) ※法第 14 条に規定する母子・父子福祉団体 5,370,000 円			1 年	7 年以内	年 1.0%又は 無利子	元利均等払い (年賦払い・半年賦払い・月賦払いのいずれか)
事業継続資金		母・父	(個人) 1,790,000 円 (団体) ※法第 14 条に規定する母子・父子福祉団体 1,790,000 円			6 か月	7 年以内		
修学資金		児童	別表のとおり			卒業後 6 か月	別表の とおり	無利子	
技能習得資金		母・父	(5 年間限度) 月額 68,000 円 特別 12 月相当額 816,000 円 自動車免許 460,000 円			卒業後 1 年	20 年以内	年 1.0%又は 無利子	
修業資金		児童	(5 年間限度) 月額 68,000 円 自動車免許 460,000 円			卒業後 1 年	20 年以内	無利子	
就職支度資金		母・父・ 児童	(通勤用自動車購入費用を含む場合) 110,000 円 (340,000 円)			1 年	6 年以内	(母・父)1.0% 又は無利子 (子)無利子	
医療 介護 資金	医療	母・父・ 児童	(所得税非課税家庭等) 340,000 円 (480,000 円)			治療・ 介護後 6 か月	5 年以内	年 1.0%又は 無利子	
	介護	母・父	500,000 円						
生活資金		技能習得中の母・父		月額 141,000 円		卒業後 6 か月	20 年以内	年 1.0%又は 無利子	
		・医療又は介護を受けている期間		(生活中心者でない場合等)	月額 (月額 114,000 円 76,000 円)	治療・ 介護後 6 か月	5 年以内		
		母子家庭の母又は父子家庭の父となつて 7 年未満のもの				6 か月 ＊ 1	8 年以内		
		失業している母・父				6 か月 ＊ 2	5 年以内		
		児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者が生活を維持するために必要な資金				児童扶養手当の支給額 46,690 円 ※第 2 子以降がいる場合は加算額分、限度額が上昇 ※児童扶養手当を受給している者は除く			6 か月
住宅資金		母・父	補修、保全等、通常の場合 1,500,000 円			6 か月	6 年以内	年 1.0%又は 無利子	
			新規取得・災害特別等 2,000,000 円				7 年以内		
転宅資金		母・父	260,000 円			6 か月	3 年以内	年 1.0%又は 無利子	
就学支度資金		児童			自宅	自宅外	入学後 6 か月	1 年以内	無利子
			小学校	所得税 非課税世帯のみ対象	64,300 円				
			中学校 中等教育学校（前期課程）		81,000 円				
			専修学校（一般課程）		150,000 円	160,000 円			
			高等学校 専修学校（高等課程）		公立	150,000 円	160,000 円		
					私立	410,000 円	420,000 円		
			中等教育学校（後期課程）		公立	410,000 円	430,000 円		
					私立	580,000 円	590,000 円		
			専修学校（専門課程） 高等専門学校 短期大学・大学		公立	430,000 円			
					私立	590,000 円			
			大学院				卒業後 6 か月	同時貸付 の修学・ 修業資金 と同じ 期間	
修業施設		中学校卒業後入学する場合		150,000 円	160,000 円				
		高等学校卒業後入学する場合		272,000 円	282,000 円				
結婚資金		児童	330,000 円			6 か月	5 年以内	年 1.0%又は 無利子	

＊ 1 生活安定貸付期間が満了してから 6 か月を経過するまで。なお、母子家庭の母又は父子家庭の父となつて 7 年未満のものへの貸付期間は 6 か月（3 か月更新で 2 年まで）とし、貸付金額は 2,736,000 円を限度とする。また、生活安定期間中の養育費取得に係る裁判に要する費用については、12 月相当 1,368,000 円を限度とする一括貸付可。

＊ 2 失業貸付期間が満了して 6 か月を経過するまで（ただし、失業貸付期間内に当該配偶者のない女子又は男子が失業者ではなくなったときは、その翌日から 6 か月を経過するまで）。なお、失業中の母又は父への貸付期間は 1 か月（1 か月更新で離職した日の翌日から 1 年まで）